

令和元年10月から 水道料金が変わります

消費税及び地方消費税の税率引き上げにより、令和元年10月から、水道料金、メーター使用料を現行の消費税率8%から10%に改正されます。

今回の改正は、消費税率が8%から10%への改正に伴うものであり料金そのものの改正ではありません。

今後も、経費節減、適切な維持管理に務め、安定的なサービスを提供してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

令和元年10月からの新しい料金（消費税10%）

※水道使用料金（1ヶ月につき）

区分		使用水量	料金
一般用	基本料金	10m ³ まで	旧料金1,782円 1,815円
	超過料金	1m ³ につき	旧料金194.4円 198円
営業用	基本料金	10m ³ まで	旧料金2,138.4円 2,178円
	超過料金	1m ³ につき	旧料金233.28円 237.6円
公共用	基本料金	50m ³ まで	旧料金8,910円 9,075円
	超過料金	1m ³ につき	旧料金194.4円 198円

※メーター使用料金

口径	1ヶ月につき
13mm	旧料金108円 110円
20mm	旧料金216円 220円
25mm	旧料金248円 253円
30mm	旧料金399円 407円
40mm	旧料金464円 473円
50mm	旧料金1080円 1,100円

※徳島県立森林公園については別途料金を適用しています。

※使用料金の計算(例)は次のとおりです。

43m³使用した場合(一般用・口径13mm)

2ヶ月毎の検針・計算になります。

	料金計算	料金
基本料金	1,815円×2ヶ月	3,630円
超過料金	23m ³ ×198円	4,554円
メーター使用料金	110円×2ヶ月	220円
計		8,404円
合計(改め)		8,400円

※合計金額の10円以下については、切り捨てとなります

※使用料金の納期限は次のとおりです。

(自動振替は納付書発行月の15日の引き落としになります。)

区分	検針日	納付書発行日	納期限
4月・5月分	5/20～31日	6月5日頃	6月25日
6月・7月分	7/20～31日	8月5日頃	8月25日
8月・9月分	9/20～30日	10月5日頃	10月25日
10月・11月分	11/20～30日	12月5日頃	12月25日
12月・1月分	1/20～31日	2月5日頃	2月25日
2月・3月分	3/20～31日	4月5日頃	4月25日

令和元年10月、11月分の使用料金については8%の消費税率とし、12月、1月分の使用料金の請求分から10%の消費税率が適用されます。

漏水はしていませんか。定期的にメーター（量水器）確認しましょう。漏水を発見した場合は早急に町もしくは町指定業者に連絡しましょう。

詳しくは神山町建設課水道係（IP2015・NTT676-1514）へお問い合わせください。